

別表第一号(第16条第2項関係)

国際放送等の業務開始(又は変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
日本放送協会会長
氏名

次のとおり国際放送(又は協会国際衛星放送)の業務を開始(又は変更)したので、放送法第25条の規定により届け出ます。

国際放送等の種類(注1)	
国際放送等の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称	
国際放送の業務に用いられる送信設備の設置場所又は協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置(注2)	
周波数等(注3)	
放送時間及び放送時間帯(注4)	
業務開始(又は変更)の期日	
放送事項(注5)	
放送区域	

注1 国際放送に係る届出である場合は「短波放送」、「中波放送」、「超短波放送」、協会国際衛星放送に係る届出である場合は「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。

(記載例)「協会国際衛星放送—テレビジョン放送」

注2 協会国際衛星放送に係る届出である場合は、別表第六の二号の注3に準ずること。

注3 国際放送に係る届出である場合は、周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組の使用言語を記載すること。

(記載例)「〇〇〇〇KHz—英語」

注4 国際放送に係る届出である場合に限る。

注5 外国人向け又は邦人向けの別を記載するほか、国際放送に係る届出である場合は別表第六の一号の注3に、協会国際衛星放送に係る届出である場合は別表第六の二号の注5に準ずること。

注6 変更届出である場合は、変更部分に下線を付し、備考としてその他参考となるべき事項を記載すること。

注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。